

主 文
原判決を次のように変更する。
被控訴人が中労委昭和三十年不再第一号不当労働行為再審査申立事件について、昭和三十年十一月三十日附でした命令中、本件救済命令のうち申立人らが解雇から原職に復帰するに至るまでの間に受くべかりし諸給与相当額を同人らに支払うべきことを命じた部分につき再審査申立を棄却した部分を取り消す、控訴人のその余の請求を棄却する。

訴訟費用は第一、二審とも控訴人の負担とする。

事 実
控訴人訴訟代理人は、原判決を取り消す、被控訴人が中労委昭和三十年不再第一号不当労働行為再審査申立事件について昭和三十年十一月三十日附でした命令を取り消す、訴訟費用は第一、二審とも被控訴人の負担とするとの判決を求め、被控訴人訴訟代理人は控訴棄却の判決を求めた。

当事者双方の事実上の陳述及び証拠の関係は、控訴人訴訟代理人において別紙一のとおり、被控訴人訴訟代理人において別紙二のとおりそれぞれ陳述し、控訴人訴訟代理人において、甲第十四号証から第十七号証までを提出し、乙第八号証の一、二の成立を認め、被控訴人訴訟代理人において、乙第八号証の一、二を提出し、甲第十四号証から第十六号証までの成立を認め、甲第十七号証は不知と述べたほかは、原判決の事実摘示に記載されているとおりであるから、その記載を引用する。

理 由
控訴人の請求に対する当裁判所の判断は、本件救済命令中、解雇から復職までの給与の遡及支払を命じた部分の適否の主張に関するものを除き、原判決の理由に記載されているとおりであるから、ここにその記載を引用する。(ただし、原判決理由五枚目(記録五五〇丁)表三行目の「主張旅費」は「出張旅費」の、同十二枚目(記録五五七丁)表一行目から二行目へかけての「何もなかつた」は、「何もなかつた」の、同十三枚目(記録五五八丁)表終から二行目の「大尉がの」は「大尉らの」のそれぞれ誤記であるから訂正する。)

次に右命令中給与の遡及支払を命じた部分の適否について考える。

控訴人は、労務者の給付すべき労務が使用者の責に帰すべき事由によつて履行不能となつた場合に労務の給付を免れた労務者がその間に他に就職して得た収入は民法第五三六条第二項にいわゆる自己の債務を免れたるに因りて得たる利益として償還すべきであり、従つて労務者の報酬請求権はその償還すべき金額だけ減額されたものについて生ずるものと解すべきであるにもかかわらず、被控訴人が報酬全額の遡及支払を命じたのは労務者が実体法上権利を有しない全額の支払を命じたものであつて違法であると主張する。

これに対し、被控訴人は右主張は時機に後れた攻撃方法であるから却下されるべきであると主張するので、まずこの点について考える。

本件については原審において準備手続までも経ているにもかかわらず控訴人は原審において右主張をなさず、当審における昭和三十四年六月三日午前十時の口頭弁論期日に至つて始めて同年一月二十一日付準備書面の陳述により右主張をなすに至つたことが記録上明らかであり、右主張を原審においてなし得なかつた特別の事情のあつたことは認められないのであるから控訴人は故意ではなくとも少なくとも重大な過失によつて時機に後れて右主張をなしたものといわざるを得ない。しかしながらこの主張については、事実関係が当事者間に争がなく、これによつて特に訴訟の完結を遅延させるものとは認められないので被控訴人の右主張は採用しない。

よつて進んで控訴人の右主張の当否について判断する。

本件救済命令申立人A、B、C及びDの四名がそれぞれ控訴人主張の期間控訴人主張のように他に就職して給与を受けていることは当事者間に争がない。そして本件救済命令に「解雇から原職に復帰するに至るまでの間の同人らの受くべかりし諸給与相当額を同人らに支払わなければならない。」とあるのは、本件解雇から復帰までの間に本件救済命令申立人らが他に就職して得た収入を控除しない給与の全額の支払を命ずる趣旨であることは、その文句に徴し明白である。

<要旨第一>労働委員会の発するいわゆる救済命令は、使用者の不当労働行為によつて労働者が不利益を受けた場合に、</要旨第一>労働者を事実上すみやかに救済するため、その不利益を排除して、できるかぎり、これを原状に回復させようとするものであつて、使用者と労働者との間の私法上の法律関係を判定せんとするものではないから、労働委員会は、右の目的のために各場合に依じて最も適当と考える救済を与える職務権限を有し、この点につき広汎な裁量権をもつものであつて、救済

である等特別の事情のあることが認められないのであるから、被控訴人が本件救済命令において、該救済命令申立人らが他で働いて得た給与を控除せず、解雇から復職までの間に同人らの受くべき諸給与相当額全額の遡及支払を命じたのは、救済命令の範囲を逸脱した違法のものといわなければならない。

被控訴人は、右賃金の遡及支払の適否についての主張は、初審、再審査を通ずる労働委員会の手続の過程でいずれの当事者からも主張、立証がなく、処分時にはこれを考慮する余地がなかつた事柄であると主張するが、控訴人主張のような本件救済命令申立人らの他の職場における給与受領の事実が本件再審査終結当時に存在していたことは争がないのであるからたとえ初審及び再審査における労働委員会の手続の過程で当事者のいずれからも、その主張、立証がなかつたとしても、この点につき特別の制限の規定があることが認められない以上、裁判所はそのことにかかわらず新たな主張、立証に基いて救済命令の適否を審査しうるものと解するのが相当である。従つて被控訴人の右主張のような事実があるとしても本件救済命令の前記違法を看過することはできない。

以上のとおりであつて、東京都労働委員会の発した本件救済命令は、該救済命令申立人らの復職を命じた部分は適法であるが、同人らに対し解雇から復職までの間の同人らの受くべき諸給与相当額全額の支払を命じた部分は違法であるから、これを取り消すべきであり、被控訴人のした本件再審査請求事件についての命令中、本件救済命令のうち給与の遡及支払を命じた部分につき再審査申立を棄却した部分はこれを取り消すべきであるが、その余の控訴人の請求は失当として棄却すべきである。よつてこれと異なる原判決はこれを変更すべきものとし訴訟費用の負担につき民事訴訟法第九十六条及び第九十二条を適用して主文のとおり判決する。

(裁判長判事 川喜多正時 判事 小沢文雄 判事 位野木益雄)

(別紙 一)

<記載内容は末尾1添付>

(別紙 二)

<記載内容は末尾2添付>